資料作成:行政改革推進室

竹田市役所 各課・各係の業務

令和5年4月1日現在

∃田 <i>乜</i>	lt. k/r	令和5年4月1日現在
課 名	係等	<u>主 な 業 務</u> (1) 議会に関すること。
		(2) 公印の保管に関すること。
		(3) 連絡所及び自治会の連絡に関すること。
		(4) 訴訟及び調停に関すること。
		(5) 庁内取締り及び当直に関すること。
		(6) 電話交換に関すること。 (7) 公告式に関すること。
		(8) 例規の制定、改廃及び審査に関すること。
		(9) 例規集の編さん加除に関すること。
		(10) 文書の収受及び発送に関すること。
	行政係	(11) 文書の保存管理に関すること。
		(12) 法令書類等の整理保存に関すること。 (13) 情報公開に関すること。
		(14) 個人情報保護に関すること。
		(15) 権限移譲に関すること。
		(16) 市誌編纂に関すること。
		(17) 電源立地地域対策事業に関すること。
		(18) 庁中儀式に関すること。 (19) 庁議に関すること。
		(19) 万歳に関すること。 (20) マイクロバスの配車運行に関すること。
		(21) 総合教育会議に関すること。
総務課		(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
		(2) 交際に関すること。
		(3) 褒賞及び表彰に関すること。(4) 姉妹都市及び渉外に関すること。
	市長室	(5) 市長車の配車運行に関すること。
		(6) 市長会に関すること。
		(7) 市政に関する広聴及び世論調査に関すること。
		(8) ホームページの管理運用に関すること。
		(1) 職制及び定数に関すること。
		(2) 職員の任免、勤務成績の評定、分限、服務及び勤務時間その他勤務条件に関すること。 (3) 職員の給与、退職年金、退職一時金及び公務災害補償に関すること。
	職員係	(4) 職員の研修に関すること。
		(5) 職員の共済及び福利に関すること。
		(6) 職員団体に関すること。
		(7) 人事に関すること。 (8) 報酬審議会に関すること。
		(1) 防犯に関すること。 (1) 防犯に関すること。
	防災危機管理室	(2) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。
		(3) 防災に関すること。
	/==k=1k=1k=1k=1k=1ch	(1) 行財政改革の推進に関すること。
	行政改革推進室	(2) 事務改善に関すること。 (3) 行政評価に関すること。
		(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
		(2) 総合計画の策定、推進及び調整に関すること。
	政策推進係	(3) 過疎地域持続的発展計画の推進及び管理に関すること。
		(4) 新市建設計画の推進及び管理に関すること。
		(5) その他基本的な事業計画の策定、推進及び調整に関すること。 (6) 地方創生に関すること。
		(7) 広報に関すること。
		(8) 交通対策に関すること。
In A it total I.		(9) 地域コミュニティに関すること。
総合政策室		(10) 統計に関すること。
		(1) 地域づくり運動の啓発、連絡調整及び推進に関すること。 (2) 定住促進対策に関すること。
		(3) ふるさと納税及び企業版ふるさと納税に関すること。
		(4) 地域間交流に関すること。
	まちづくり推進係	(5) 大学等連携に関すること。
	よりライ列配座所	(6) NPOの総合調整に関すること。
		(7) 総合的な文化行政に関すること。 (8) 文化施設に関すること。(ただし、文化施設のうち、他の部署が所管する施設を除く。)
		(8) 文化施設に関すること。(たたし、文化施設のうち、他の部者が所管する施設を除く。) (9) 課の庶務に関すること。
		(1) ケーブルネットワークの管理及び運営に関すること。
	ケーブルネットワーク係	(2) ケーブルネットワーク事業に関すること。
		(3) 難視聴対策に関すること。
情報推進課	DX推進係	(1) DX推進に関すること。 (2) 電管システムの第甲祭研に関すること。
IFFKIEL些研		(2) 電算システムの運用管理に関すること。 (3) 情報通信格差是正事業に関すること。
		(d) 地域イントラネットの構築及び運用に関すること。
		(5) 電子計算組織及び情報セキュリティポリシーに関すること。(6) 電子申請に関すること。

課名	係等	主な業務
IIA ZH		(1) 予算の編成、配当その他予算経理に関すること。
		(2) 主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の作成に関すること。
		(3) 中期財政計画の作成に関すること。
	H-TH-K	(4) 地方財政状況調査(決算統計)及び財務諸統計に関すること。
	財政係	(5) 財政執行の指導及び適正化に関すること。
		(6) 基金に関すること。 (7) 市債に関すること。
		(8) 地方交付税に関すること。
		(9) 譲与税、交付金等に関すること。
	財産活用推進室	(1) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
		(2) 財産の登記事務に関すること。
		(3) 地価の評定に関すること。 (4) ままの動き B び T 新き O 月 P ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *
		(4) 市有の動産及び不動産の保険業務に関すること。 (5) 市有林造成に関すること。
D-1-71->B		(6) 公用車の配車運行に関すること。
財政課		(7) 企業誘致に関すること。
		(8) 工場立地法に基づく特定工場の届出に関すること。
		(9) 課の庶務に関すること。
		(1) 他課依頼の設計金額130万円以上の工事及び他課依頼の設計金額50万円以上の建設工事の委託業務に関する電子工具 東海洋大阪 (4) 開始する電子工具 東海洋大阪 (4) 開始することによることによることによることによることによることによることによることによ
		関する電子入札事務並びに他課依頼の委託業務、物品購入その他の業務の入札事務に関すること。 (2) 契約事務の総合調整に関すること。
		(3) 建設工事等の入札制度改革に関すること。
		(4) 競争入札参加資格審査に関すること。
	契約検査室	(5) 入札及び契約制度に係る各種委員会に関すること。
	天が東重主	(6) 室の庶務に関すること。
		(7) 設計金額130万円以上の建設工事検査及び土木工事成績評定評価に関すること。
		(8) 設計金額50万円以上の建設工事の委託業務の検査に関すること。
		(9) 他課依頼の委託業務契約その他の契約(物品購入契約を除く。)の検査に関すること。 (10) 工事評定評価基準に関すること。
		(10) 工事計足計価基準に関すること。 (11) 工事検査項目及び検査基準に関すること。
		(1) 工事限量では1人の限量基準に関すること。 (1) 市税(普通税及び国民健康保険税)並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料の統計、調査及び報告に
		関すること。
		(2) 市税並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収入簿の調製及び整理に関すること。
		(3) 市税並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料の過誤納還付に関すること。
	収納管理室	(4) 納税組合及び納税の指導督励に関すること。 (5) 市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他納付金の督促に関すること。
		(6) 課の庶務に関すること。
		(7) 市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他納付金の徴収及び滞納処分に関すること。
税務課		(8) 徴収猶予、執行停止及び不納欠損に関すること。
		(9) 納税相談及び納税指導に関すること。
	課税係	(1) 市税(固定資産税を除く。)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課に関すること。
		(2) 申告納税に関すること。 (1) 土地課税台帳及び家屋課税台帳に関すること。
	1/12 St. 15	(2) 固定資産の評価に関すること。
	資産係	(3) 固定資産価格の決定に関すること。
		(4) 固定資産税の賦課に関すること。
	市民係	(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
		(2) 身分及び印鑑その他諸証明に関すること。
		(3) 個人番号制度に関すること。 (4) 自動車の臨時運行許可に関すること。
市民課		(5) 火葬場の使用許可に関すること。
The State of the S		(6) 一般旅券発給等事務に関すること。
		(7) 課の庶務に関すること。
	年金係	(1) 国民年金事務に関すること。
	環境衛生係	(2) 消費者行政及び消費生活センターに関すること。
		(1) 環境に関すること。 (2) 衛生に関すること。
		(2) 衛生に関すること。 (3) 公害に関すること。
		(4) 墓地に関すること。
環境課		(5) 狂犬病予防及び畜犬登録に関すること。
		(6) 一般廃棄物処理収集運搬業の許可に関すること。
		(7) 浄化槽清掃収集運搬業の許可に関すること。
		(8) 浄光園、清掃センター及び衛生センターの管理及び庶務に関すること。
		(9) 再生可能エネルギーの推進に関すること。

課名	係等	主な業務
77.	7	(1) 健康づくり計画の策定及び推進に関すること。
		(2) 補助金事務に関すること。 (3) 健康づくり推進協議会等各種委員会に関すること。
		(4) 地域医療(小児・救急を含む。)に関すること。
	管理係	(5) 竹田市立こども診療所に関すること。
		(6) 子ども医療に関すること。 (7) 感染症対策(新型インフルエンザ等)に関すること。
		(8) 薬物対策に関すること。
		(9) 献血に関すること。
		(10) 課の庶務に関すること。 (1) 健康増進に関すること。
		(2) 歯科保健に関すること。
保険健康課	健康増進係	(3) 栄養管理に関すること。(4) 食育に関すること。
		(4) 食育に関すること。
		(6) 感染症対策(保健指導を含む。)に関すること。
		(7) 健康づくり計画の策定及び推進に関すること。 (7) 健康づくり推進協議会等各種委員会に関すること。
		(8) その他住民の健康づくりに関すること。
	同 但 克卧老房走场	(1) 国民健康保険に関すること。
	国保•高齢者医療係	(2) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (3) 後期高齢者医療に関すること。
		(1) 小児医療と教育(幼稚園・小学校・中学校)との連携に関すること。
	こども診療所係	(2) 小児医療と福祉(保育・子育て包括支援センターすまいる等)との連携に関すること。
		(3) こども診療所の運営についての市本庁・各支所との連携に関すること。 (4) こども診療所と他の医療機関等との連携に関すること。
		(1) 人権及び部落差別解消推進行政の企画調整に関すること。
人権・部落差別解	人権・部落差別解消	(2) 市民啓発の推進に関すること。 (3) 住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。
八惟· 即俗左	大權·司洛左別解信 推進係	(3) 住宅利梁貞金寺貞竹金の貞遠に関すること。 (4) 人権及び部落差別解消推進に係る関係団体との連絡調整に関すること。
		(5) 課の庶務に関すること。
		(6) 男女共同参画の推進に関すること。 (1) 民生委員、児童委員に関すること。
		(1) 氏王安貞、元重安貞に関すること。 (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の施行に関すること。
		(3) 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金弔慰金等及び旧軍人軍属等の恩給に関すること。
	管理係	(4) 引揚者援護に関すること。 (5) 社会福祉法人及び社会福祉施設の認可等に関すること。
		(6) 社会福祉事業団体に関すること。
		(7) 日赤竹田市地区業務に関すること。
		(8) 課の庶務に関すること。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の決定及び実施に関すること。
	生活保護係	(2) 生活困窮者自立支援法に関すること。
	工作体设体	(3) ホームレスの保護に関すること。
		(4) 行旅病人同死亡者等に関すること。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に関すること。
		(2) 竹田市心身障害者福祉手当支給事務に関すること。
		(3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に関すること。(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関すること。
사스년 세 때	障がい福祉係	(5) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)及び発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に関するこ
社会福祉課		と。
		(6) 難病相談に関すること。 (7) 社会福祉法人及び社会福祉施設の認可に係る事前協議に関すること。
		(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に関すること。
		(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関すること。
	スタンサルクが大大	(3) 子ども手当、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給事務に関すること。 (4) 母子福祉資金及び父子福祉資金その他更生資金に関すること。
		(5) 竹田市母子・父子自立支援に関すること。
		(6) 児童福祉審議会に関すること。 (7) 育成医療に関すること。
	センター	(8) 家庭相談員に関すること。
		(9) 次世代育成支援行動計画に関すること。
		(10) 児童虐待防止等に関すること。(11) 保健指導、相談に関すること。
		(12) 子ども医療に関すること。
		(13) 母子保健に関すること。
		(14) 感染症対策(保健指導を含む。)に関すること。 (1) 介護保険に関すること。
	介護保険係	(2) 介護保険事業計画等策定運営委員会に関すること。
	1 IZ IN IX IN	(3) 介護認定審査会に関すること。
	高齢者支援係	(4) 課の庶務に関すること。 (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関すること。
高齢者福祉課		(2) 高齢者の福祉に関すること。
		(3) 竹田市敬老祝品支給事務に関すること。
		(4) 大分県敬老祝品支給事務に関すること。 (5) 社会福祉施設に関すること。
		(6) 老人クラブの助成に関すること。
		(7) 高齢者虐待防止等に関すること。 (8) 竹田市経済活性化促進協議会(暮らしのサポート事業)に関すること。
		(0)

課名 係等 主な業務	
(1) 林業振興全般に関すること。	
(2) 特用林産物生産振興に関すること。	
(3) 緑化推進に関すること。	
(4) 鳥獣保護及び有害鳥獣駆除に関すること。 林業振興係 (5) 災害に強い森林づくり推進事業に関する。	
(6) 火入れ・山火事に関すること。	
(7) 竹田市森林整備計画に関すること。	
(8) 森林整備地域活動支援事業交付金に関すること。	
(9) 森林保護整備事業に関すること。 (1) 農政審議会に関すること。	
(1) 展収番歳云に関すること。 (2) 中山間地域等直接支払い制度に関すること。	
(3) 農地中間管理事業に関すること。	
(4) 経営構造対策に関すること。	
(5) 山村振興等特別対策事業に関すること。 (6) 農業関係制度資金に関すること。	
(6)	
(8) 農業企業参入に関すること。	
農業振興係 (9) 後継者及び新規就農者に関すること。	
(10) 新規就農者技術習得施設に関すること。	
(11) 農業振興地域整備計画に関すること。 (12) 市民農園に関すること。	
農政課 (13) 耕作放棄地再生利用に関すること。	
(14) 道の駅に関すること。	
(15) 農村女性に関すること。	
(16) 認定農業者支援に関すること。 (17) 担い五本は飲みませばかに関すること。	
(17) 担い手育成総合支援協議会に関すること。 (1) ブランド推進に関すること。	
(2) 竹田市農業再生協議会に関すること。	
(3) 竹田市農政振興協議会に関すること。	
(4) 集落営農推進に関すること。 (5) *** まみずい声の振聞は関すること。	
(5) 米、麦及び大豆の振興に関すること。 (6) 園芸振興に関すること。	
(7) 特産物等の振興に関すること。	
(8) 農業統計に関すること。	
営農係 (9) 農業被害に関すること。	
(10) 農村商社わかばに関すること。 (11) 大野川上流畑地灌漑事業に関すること。	
(12) 農林業振興計画に関すること。	
(13) 農薬に関すること。	
(14) 農業イベントに関すること。 (15) 6次産業化推進に関すること。	
(13) の大屋来に指題に関すること。	
(17) 水産(内水面)振興に関すること。	
(1) 畜産共進会に関すること。 (2) 畜産組織育成、支援に関すること。	
(2) 宙座組織自成、文仮に関すること。 (3) 畜産環境に関すること。	
(4) 畜産防疫・衛生対策に関すること。	
(5) 畜産に関する各種統計等の調査・報告に関すること。	
(6) 家畜市場に関すること。 畜産振興課 (7) 公共牧場・牧野組合に関すること。	
個性 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	
(9) 全国和牛能力共進会に関すること。	
(10) 畜産農家指導・支援に関すること。	
(11) 基金会計に関すること。 (12) 室の庶務に関すること。	
(12) 至の庶務に関すること。 (13) その他畜産振興に関すること。	
(1) 設計金額130万円未満の工事の入札、設計金額50万円未満の業務の入札及び契約	に関すること。
庶務係 (2) 災害復旧の分担金に関すること。	
(3) 県営事業に関すること。 (4) 課の庶務全般に関すること。	
(4) 味が原始主教に関すること。	
(2) 大野川上流事業に関すること。	
大野川上流推進室 (3) 県営土地改良事業に関すること。	
(4) 管理計画に関すること。 (5) 受益地営農推進に関すること。	
(1) 担い手育成土地集積事業に関すること。	
(2) 県営土地改良事業に関すること。	
(3) 管理計画に関すること。 農村計画係 (4) 換地業務に関すること。	
農林整備課 (4) 換地業務に関すること。 (5) 耕作放棄地解消基盤整備事業に関すること。	
(6) 中山間総合整備事業に関すること。	
(7) 多面的機能支払交付金事業に関すること。	
(1) 農道の認定廃止変更に関すること。 (2) 農道維持補修に関すること。	
(2) 展道権持備修に関すること。 (3) 団体営等土地改良事業に関すること。	
(4) 農地・農業用施設災害復旧事業に関すること。	
基盤整備係 (5) 土地改良区に関すること。	
(6) 治山事業に関すること。 (7) 林道事業に関すること。	
(7) 杯垣事素に関すること。	
(9) 工事の設計監督検査に関すること。	
地籍調査係 (1) 地籍調査事業に関すること。	

課名	係等	主な業務
11 11	W 4	(1) 商工業の振興及び団体の育成に関すること。
		(2) 金融に関すること。
		(3) 地域労政に関すること。 (4) 計量器に関すること。
		(5) 特許、実用新案、商標等に関すること。
		(6) 商店街振興組合に関すること。
		(7) 中心市街地活性化の推進に関すること。
		(8) 歴史的町並み景観形成及び町並み環境整備事業に関すること。
		(9) 公園の美化及び管理に関すること。 (10) 観光振興計画の推進に関すること。
		(11) 竹田市観光ツーリズム協会に関すること。
		(12) 観光客の誘致に関すること。
the state of the same	商工観光係	(13) 観光物産の振興及びあっせんに関すること。
商工観光課		(14) 観光宣伝に関すること。
		(15) 観光の振興及び団体の育成に関すること。 (16) 観光資源の保護及び活用に関すること。
		(17) 観光案内に関すること。
		(18) 観光施設の管理に関すること。
		(19) 広域観光の連携に関すること。
		(20) 神の里交流センターに関すること。
		(21) 瀧廉太郎記念館に関すること。 (22) 竹田市野外活動施設に関すること。
		(23) 竹田創生館に関すること。
		(24) 神原キャンプ場に関すること。
		(25) 国際交流に関すること。
		(26) 竹田温泉花水月に関すること。
		(27) 温泉療養保健制度に関すること。 (1) 設計金額130万円未満の工事、設計金額50万円未満の業務の入札及び契約に関すること。
	rt 34 15	(1) 放計金額130万円本価の工事、放計金額50万円本価の業務の人札及び美利に関すること。 (2) 市営住宅及び定住促進住宅の管理に関すること。
	庶務係	(3) 竹田市土地開発公社との連絡調整に関すること。
		(4) 課の庶務に関すること。
		(1) 建築工事の設計、施工、監督及び検査に関すること。
	建築係	(2) 市有建築物の営繕に関すること。 (3) 建築協定に関すること。
		(4) 他課依頼の建築工事に関すること。
		(1) 道路及び河川の企画調整に関すること。
		(2) 土木工事の設計、施工、監督及び設計金額130万円未満の工事の検査、設計金額50万円未満の業務の検査
		に関すること。
	土木係	(3) 維持管理用原材料の配分計画に関すること。
		(4) 道路及び橋梁の維持管理に関すること。
		(5) 河川事業及び維持管理に関すること。 (6) 急傾斜地崩壊危険区域及び砂防等の指定申請事務に関すること。
		(7) 市営急傾斜地崩壊対策事業に関すること。
		(1) 道路及び河川の占用に関すること。
		(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。
建設課		(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。
建設課		(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。
建設課		(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。
建設課	道路管理係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。
建設課	道路管理係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整
建設課	道路管理係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。
建設課	道路管理係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。
建設課	道路管理係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。
建設課		(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。
建設課	道路管理係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1)
建設課		(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (1)
建設課		(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。
建設課	中九州道推進係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (1) 都市計画に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 循なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。
建設課		(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (1) 都市・自に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。
建設課	中九州道推進係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。
建設課	中九州道推進係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (2) 都市前画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。
建設課	中九州道推進係	(1) 道路及び河川の店用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。
建設課	中九州道推進係都市計画係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路の通行制限に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 循なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。
建設課	中九州道推進係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (9) 工事の入札及び契約に関すること。 (1) 课の庶務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。
建設課	中九州道推進係都市計画係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路の通行制限に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。
建設課	中九州道推進係都市計画係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街公み環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。 (7) 都市機に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 企業債長期借入金に関すること。
建設課	中九州道推進係都市計画係	(1) 道路及び河川の占用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路の通行制限に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。
建設課	中九州道推進係都市計画係	(1) 道路及び河川の店工承認に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市の地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (9) 江事の入れ及び契約に関すること。 (1) 東の庶務に関すること。 (1) 東の庶務に関すること。 (2) 工事の入れ及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道和金の徴収及び滞納整理に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 水道施設の維持管理に関すること。 (7) 水道施設の維持管理に関すること。 (8) 水道施設の維持管理に関すること。 (9) 水道施設の維持管理に関すること。 (1) 水道施設の維持管理に関すること。 (1) 水道施設の維持管理に関すること。
建設課	中九州道推進係都市計画係應務係	(1) 道路及び河川の店用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路合帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (14) 中九州高財格道路の建設推進に関すること。 (15) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (16) 都市市直に関すること。 (17) 都市市建の総合企画及び調整に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市別地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下線に関すること。 (9) 下線に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 水道施設の維持管理に関すること。 (7) 水道加水の供給に関すること。 (8) 水道施設の維持管理に関すること。 (9) 水道施設の維持管理に関すること。 (1) 水道施設の維持管理に関すること。 (1) 水道施設の維持管理に関すること。 (2) 水道施設の維持管理に関すること。 (3) 水道施設の維持管理に関すること。 (4) 水道施設の維持管理に関すること。 (5) 水道施設の維持管理に関すること。
	中九州道推進係都市計画係應務係	(1) 道路及び河川の店用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路合帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 和市州高規格道路の建設推進に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市前郵政の総持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市の地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (9) 北海県の康務に関すること。 (1) 課の康務に関すること。 (1) 課の康務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 水道和水の徴収及び滞納整理に関すること。 (7) 水道和水の供給に関すること。 (8) 水道施設の総計・施工に関すること。 (9) 水道施設の総持管理に関すること。 (1) 水道施設の総計・施工に関すること。 (1) 水道施設の総持管理に関すること。 (2) 水道施設の設計・施工に関すること。 (3) 水道施設の総持管理に関すること。 (4) 水道施設の設計・施工に関すること。 (5) 依義在に関すること。
	中九州道推進係都市計画係應務係	(1) 道路及び河川の店用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の顧製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (14) 中九州高規格影の建設推進に関すること。 (15) 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (1) 都市市曲に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市の地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (1) 課の庶務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入、支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 水道用水の供給に関すること。 (7) 水道用水の供給に関すること。 (8) 水道施設の設計・施工に関すること。 (1) 水道用水の供給に関すること。 (2) 水道施設の設計・施工に関すること。 (3) 水道施設の設計・施工に関すること。 (4) 水道施設の設計・施工に関すること。 (5) 第易水道等の指導に関すること。 (6) 節為水道等の指導に関すること。 (6) 節為水道等の指導に関すること。
	中九州道推進係都市計画係應務係	(1) 道路及び河川の店用に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路合帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (1) 和市州高規格道路の建設推進に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市前郵政の総持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市の地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (9) 北海県の康務に関すること。 (1) 課の康務に関すること。 (1) 課の康務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 水道和水の徴収及び滞納整理に関すること。 (7) 水道和水の供給に関すること。 (8) 水道施設の総計・施工に関すること。 (9) 水道施設の総持管理に関すること。 (1) 水道施設の総計・施工に関すること。 (1) 水道施設の総持管理に関すること。 (2) 水道施設の設計・施工に関すること。 (3) 水道施設の総持管理に関すること。 (4) 水道施設の設計・施工に関すること。 (5) 依義在に関すること。
	中九州道推進係都市計画係 庶務係 工務係	(1) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等(道路及び河川)の破損処理に関すること。 (13) 屋水広告物に関すること。 (14) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (1 (1 都市再生の総合企画及び調整に関すること。 (2 都市前回に関すること。 (3) 街なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都東側に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (9) 特殊地下壕に関すること。 (1) 東の広務に関すること。 (1) 東の庶務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 水道配設の設計・施工に関すること。 (7) 水道用水の供給に関すること。 (8) 特殊地下域に関すること。 (9) 水道施設の設計・施工に関すること。 (1) 水道用水の総計・施工に関すること。 (4) 水道施設の設計・施工に関すること。 (5) 企業債長期借入るに関すること。 (6) 第易水道等が措達に関すること。 (7) 浄化槽工事の設計・施工及び監督に関すること。 (8) 浄化槽工事の設計・施工及び監督に関すること。 (9) 浄化槽工事の設計・施工及び監督に関すること。 (1) 浄化槽車の部設計、施工及び監督に関すること。 (1) 浄化槽車の部設計、施工及び監督に関すること。 (2) 浄化槽工事の設計・施工及び監督に関すること。 (3) 浄化槽工事の設計・施工及び監督に関すること。 (4) 浄化槽で用外の調定、後収及び還付に関すること。
	中九州道推進係都市計画係應務係	 (1) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン学の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等道路及び河川の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (14) 市計画に関すること。 (15) 都市計画に関すること。 (16) 都市計画に関すること。 (17) 都市計画に関すること。 (3) 循なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (1) 課の底務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 水道節の徴計・施工に関すること。 (7) 水道施設の維持管理に関すること。 (8) 株式企業の指し関すること。 (9) 水道施設の維持管理に関すること。 (1) 浄化槽整備事業の計画等全般に関すること。 (2) 水道施設の維持管理に関すること。 (3) 株で標準率の計画等全般に関すること。 (4) 水道権等の指導に関すること。 (5) 浄化槽工事の設計・施工及び監督に関すること。 (6) 浄化槽での維持管理に関すること。 (7) 浄化槽での維持管理に関すること。 (8) 浄化槽での維持管理に関すること。 (9) 役代権での維持管理に関すること。 (10) 浄化槽の維持管理に関すること。
	中九州道推進係都市計画係 庶務係 工務係	(1) 道路及び河川の島工産認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、窓定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン等)の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等道路及び河川の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (14) 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (15) 全外広告物に関すること。 (1 中九州高規格道路の建設推進に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 新公み環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合用発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (8) 特殊地下壕に関すること。 (1) 課の底務に関すること。 (1) 課の底務に関すること。 (1) 課の底務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道用水の伏給に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 流面放の維持管理に関すること。 (7) 水道施設の設計・施工に関すること。 (8) 浄化槽重線事業の計画等全般に関すること。 (9) 浄化槽重要の設計、施工及び監督に関すること。 (1) 浄化槽重要の設計、施工及び監督に関すること。 (2) 浄化槽工事の設計、施工及び監督に関すること。 (3) 浄化槽で事の設計、施工及び監督に関すること。 (4) 浄化槽で事の設計金額130万円未満の工事、設計金額50万円未満の業務の入札に関すること。 (5) 浄化槽で郵報管理に関すること。 (6) 第3本がは等の指導を額130万円未満の工事、設計金額50万円未満の業務の入札に関すること。 (1 浄化権の維持管理に関すること。 (2) 浄化権所の維持管理に関すること。 (3) 浄化権の維持管理に関すること。 (4) 浄化権の維持管理に関すること。
	中九州道推進係都市計画係 庶務係 工務係	 (1) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (2) 道路及び河川の施工承認に関すること。 (3) 市道路線の廃止、認定及び変更に関すること。 (4) 道路台帳の調製に関すること。 (5) 道路の通行制限に関すること。 (6) 市道の境界確認に関すること。 (7) 都市施設の占用及び使用に関すること。 (8) 開発行為に関する同意及び調整 (9) 原材料(生コン学の支給に関すること。 (10) 市道の権原取得に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (11) 法定外公共物に関すること。 (12) 公共施設等道路及び河川の破損処理に関すること。 (13) 屋外広告物に関すること。 (14) 市計画に関すること。 (15) 都市計画に関すること。 (16) 都市計画に関すること。 (17) 都市計画に関すること。 (3) 循なみ環境整備事業に関すること。 (4) 都市施設の維持及び管理に関すること。 (5) 建築協定に関すること。 (6) 都市的地域の総合開発に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (7) 都市景観に関すること。 (1) 課の底務に関すること。 (2) 工事の入札及び契約に関すること。 (3) 収入・支出に関すること。 (4) 水道料金の徴収及び滞納整理に関すること。 (5) 企業債長期借入金に関すること。 (6) 水道節の徴計・施工に関すること。 (7) 水道施設の維持管理に関すること。 (8) 株式企業の指し関すること。 (9) 水道施設の維持管理に関すること。 (1) 浄化槽整備事業の計画等全般に関すること。 (2) 水道施設の維持管理に関すること。 (3) 株で標準率の計画等全般に関すること。 (4) 水道権等の指導に関すること。 (5) 浄化槽工事の設計・施工及び監督に関すること。 (6) 浄化槽での維持管理に関すること。 (7) 浄化槽での維持管理に関すること。 (8) 浄化槽での維持管理に関すること。 (9) 役代権での維持管理に関すること。 (10) 浄化槽の維持管理に関すること。

課名	係等	主な業務
70	P11:	(1) 現金の出納及び保管に関すること。
		(2) 小切手の振出しに関すること。 (3) 有価証券(公有財産及び基金の属するものを含む。)の出納及び保管に関すること。
会計課		(4) 現金及び財産の記録管理に関すること。
	会計係	(5) 支出負担行為に関する確認に関すること。
		(6) 決算の調製及び提出に関すること。 (7) 指定金融機関等に関すること。
		(8) 物品の購入、出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事項
		(9) 係の庶務に関すること。 (1) 教育委員会部局内の庶務に関すること。
		(2) 教育委員会部局内の市費支弁職員の人事に関すること。
		(3) 教育委員会議事に関すること。
	総務係	(4) 教育委員会の令達に関すること。 (5) 教育委員会の規則及び規程の制定及び改廃に関すること。
		(6) 教育予算の編成運用及び支払に関すること。
		(7) 市に対する申出書及び意見書に関すること。 (8) 教育機関の設置及び廃止に関すること。
		(9) 通学区に関すること。
		(10) 教育長秘書に関すること。 (11) 市補助団体補助に関すること。
		(12) 公印の保管に関すること。
教育総務課		(13) 文書に関すること。
		(14) 請願及び陳情に関すること。 (15) 表彰に関すること。
		(16) 教育総務課所管統計に関すること。
		(17) 広報及び教育行政の相談に関すること。 (18) その他他課に属さない事項。
		(1) 教育財産の整備管理取得売却に関すること。
		(2) 教育施設の整備、保繕及び契約に関すること。 (3) 補助金申請に関すること。
	施設管理係	(4) 学校保健衛生に関すること。
		(5) 教育予算の編成運用及び支払に関すること。
		(6) へき地教職員住宅に関すること。 (7) その他施設管理に関すること。
		(1) 学校の運営指導に関すること。
		(2) 職員の研修に関すること。 (3) 県費負担職員の勤務成績の評定に関すること。
		(4) 県費負担職員の人事給与全般に関すること。
		(5) 県費負担職員の免許に関すること。 (6) 学校効果の評価に関すること。
		(7) 研究指定校に関すること。
学校教育課	教育指導係	(8) 幼稚園の運営指導に関すること。 (9) 同和教育に関すること。
子仅权自味		(10) 各種相談に関すること。
		(11) 英語指導助手に関すること。
		(12) 就学に関すること。 (13) 教育予算の編成運用及び支払に関すること。
		(14) 学齢簿の整理保管に関すること。
		(15) 教育用図書の取扱及び指導に関すること。 (16) 教育用図書の採択に関すること。
		(17) その他育英に関すること。
		(1) 公民館並びに分館の管理運営に関すること。 (2) 社会教育団体に関すること。
	公民館·生涯学習係	(3) 社会教育委員、公民館運営審議会に関すること。
		(4) 生涯学習に関すること。 (5) 人権・同和教育に関すること。
		(6) 祖母山麓体験交流施設「あ祖母学舎」に関すること。
生涯学習課		(7) 環境教育に関すること。
		(8) 視聴覚ライブラリー運営委員会に関すること。 (9) その他一般社会教育に関すること。
		(1) スポーツ振興に関すること。
	スポーツ振興係	(2) 体育施設の管理運営に関すること。 (3) スポーツ推進審議会に関すること。
		(4) スポーツ推進委員に関すること。
		(1) 指定文化財の管理に関すること。 (2) 竹田市文化財保護調査委員会に関すること。
		(3) 史跡の公開管理に関すること。
	まちづくり文化財係	(4) 登録文化財に関すること。 (5) 文化財の保存、修理、整備に関すること。
まちづくり文化財課		(6)
		(7) 竹田市文化財管理センターの管理運営に関すること。
		(8) 竹田市文化財管理センターの業務に関すること。 (9) 文化財の普及活動に関すること。
		(10) 文化財愛護少年団活動に関すること。
	管理·学芸係	(1) 歴史文化館の施設管理に関すること。 (2) 特別展示に関すること。
歴史文化館		(3) 収蔵品、寄託品の取り扱いに関すること。
		(4) 市民ギャラリーの運営に関すること。 (1) 中央・久住学校給食調理場の一般庶務に関すること。
	管理係	(1) 中央・久住学校給食調理場の一般庶務に関すること。 (2) 中央・久住学校給食調理場調理業務の管理に関すること。
竹田中央学校給食		(3) 中央・久住学校給食調理場給食費徴収に関すること。
共同調理場		(4) 給食運営審議会に関すること。 (5) 中央学校給食調理場の検食業務に関すること。
	久住学校給食共同調理場	(1) 久住学校給食共同調理場の検食業務に関すること。

課名	係等	主な業務
BIN H	NIA 13	(1) 資料の収集及び整理に関すること。
可事数		(2) 司書業務に関すること。
図書館		(3) 郷土史等の調査、研究、整理に関すること。 (4) 図書館だより及び図書館まつりに関すること。
		(5) 団体貸付文庫に関すること。
		(1) 公印の保管に関すること。
		(2) 慶弔・儀式及び交際に関すること。 (3) 秘書に関すること。
		(4) 人事及び服務に関すること。
		(5) 文書の収受、発送、編さん、保管に関すること。
	庶務係	(6) 議場その他各室の維持管理に関すること。 (7) 議会に関する各種会議の庶務に関すること。
		(8) 議員の議員報酬、費用弁償、共済、公務災害その他経理に関すること。
		(9) 職員の給与に関すること。
		(10) 物品の整理及び保管に関すること。 (11) 議員名簿に関すること。
		(12) 社会文教常任委員会及び産業建設常任委員会に関すること並びに会議録の調製及び保管に関すること。
議会事務局		(13) 本会議の会議録の調製に関すること。 (14) その他他の所管に属しない事務
成五 子 切/的		(1) 議案、請願及び陳情に関すること。
		(2) 本会議、特別委員会及び総務常任委員会に関すること並びにそれらの会議録の調製及び保管に関するこ
		と。 (3) 公聴会に関すること。
		(4) 議員の出欠に関すること。
		(5) 議決事項の処理に関すること。
	議事係	(6) 議長会、事務局長会に関すること。 (7) 会議中の秩序維持及び傍聴に関すること。
		(7) 云殿中の大万福内及の房心に関すること。 (8) その他議事に関すること。
		(9) 各種調査資料の収集及び調整に関すること。
		(10) 議案、建議案等の資料調査に関すること。 (11) 議会運営委員会及び全員協議会に関すること。
		(12) 関係法令の調査に関すること。
		(13) 議会図書に関すること。
		(1) 委員会の会議に関すること。 (2) 公告式に関すること。
		(3) 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
		(4) 職員の人事に関すること。
		(5) 公印の保管に関すること。 (6) 予算及び決算の経理に関すること。
		(7) 物品の保管及び受払に関すること。
		(8) 文書の収受、発送及び整理保存に関すること。
		(9) 選挙に関する調査研究並びに統計に関すること。 (10) 情報公開に関すること。
	選挙係	(11) 検察審査会審査員及び裁判員の候補者の選定に関すること。
選挙管理委員会事務局	医学术	(12) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に関すること。
		(13) 選挙人名簿の調製、縦覧、閲覧に関すること。 (14) 公職選挙の管理執行に関すること。
		(15) 土地改良区の総代選挙の管理執行に関すること。
		(16) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
		(17) 直接請求に関すること。 (18) 争訟及び異議申立てに関すること。
		(19) 選挙の臨時、常時啓発に関すること。
		(20) 明るい選挙推進協議会い関すること。
		(21) 支局との連絡及び調整に関すること。 (22) 前各号に掲げるもののほか選挙事務に関すること。
	支局	(1) 選挙執行の際に委員会が指定する事務に関すること。
		(1) 監査委員の行なう監査等の予備調査に関すること。
		(2) 公印の保管に関すること。 (3) 文書の収受、発送、整理及び保管に関すること。
監査事務局	庶務係	(4) 予算及び決算の経理に関すること。
		(5) 職員の人事及び服務に関すること。
		(6) 物品の管理に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、監査委員に関すること。
		(1) 竹田市農業委員会の会議に関すること。
		(2) 人事、服務、企画、公印保管に関すること。
	管理係	(3) 文書の収受、発送に関すること。 (4) 予算経理に関すること。
		(5) 各種証明に関すること。
		(6) 統計及び諸報告に関すること。 (7) 農業者年金に関すること。
農業委員会事務局		(1) 展業有年金に関すること。 (8) 農業委員会ネットワーク機構に関すること。
		(9) 他の係の所管に属さない事項
	農地係	(1) 農地の利用関係の調整に関すること。 (2) 農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関すること。
		(2) 晨地等の利用関係についてのめつせん及び宇識の防止に関すること。
		(4) 農地基本台帳に関すること。
		(5) 農地等の統計に関すること。 (6) その他農地に関すること。
	<u> </u>	(U) 「C Y/ IE 展型に関する」 (C)